

持家、分譲マンションにお住まいの方へ

戸建住宅、分譲マンションに賃借して居住する方へ

区費減免対象の基準

1. 戸建住宅及び分譲マンションに賃借して居住する世帯は持家の半額
2. 生活保護世帯は無料
3. 父子家庭及び母子家庭は、子供が乳幼児及び学生の場合半額
但し、母子家庭の場合、区議会が適当と認めた世帯は無料
世帯主と子供以外に所得のある人が同居している場合、減免を適用しない
4. 世帯主が身体障害者6級以上の世帯は半額
但し、世帯主及びその配偶者を除く世帯員全員に所得を有する場合、減免を適用しない
5. 65歳以上、70歳未満の一人世帯（昭和23年4月2日～昭和28年4月1日生まれ）は半額、70歳以上（昭和23年4月1日以前生まれ）の一人世帯は無料
なお、世帯員が施設等に入所し、一人暮らしの時は、一人世帯とみなす
6. その他、本人申請に基づき、区議会が適当と認めた世帯は、半額又は無料

※ 区費決定の基準日は、4月1日です。毎年4月に申請してください。